〇厚生労働省告示第百三十二号

十三 薬 条 事 第 法 施 項 行 \mathcal{O} 規 規 則 定 に 昭和三十六 基づき検定を 年厚生省令第一 要す るも \mathcal{O} とし 号) 第 て 厚 百 生 九 一労 + 働 九 条 大 臣 第 \mathcal{O} 指 項 0) 定 す 規 る医 定に基づき、 薬品 等 昭 薬 事 和 三 十 法 第四 八

平成二十六年三月三十一日

年厚

生省告示

第二百

七十九号)

の 一

部を次

のように改正する。

厚生労働大臣 田村 憲久

生物学的製剤 0) 表 細胞培養インフル エ ンザ ワクチン \widehat{H} 5 N 1 株) 0 項 中

1 の

0 内容 П ∞ 内容量が * IT. \triangleright 岬 放射 \square . Zž IIIII ·試驗 Ŋ 免 Ω 疫 \exists \mathbb{H}

 ∞

*

拡散試験法を用いるとき。

